

函館市私立学校運営助成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において私立学校が果たしている重要な役割にかんがみ、父母負担の軽減と教育条件の維持向上を図るとともに、経営の健全性を高め、本市教育の振興に資するため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第10条の規定に基づき市が行う私立学校を設置する学校法人に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- (2) 私立学校 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する学校をいう。
- (3) 学校法人 私立学校法第3条に規定する学校法人および学校法人以外の者で学校教育法附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置するものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金は、私立学校を設置する学校法人に対し、その経営に要する経費のうち、直接教育の振興に寄与する経費で次に掲げるものについて、予算の範囲内で交付する。

- (1) 運営費 教育条件の維持および向上を図るための経常的経費で、次に掲げるもの
 - ア 教材、教具、校具および園具の購入等に係る経費
 - イ 施設および設備の整備充実に係る経費
 - ウ 教職員の研修および研究に係る経費
 - エ 教職員の人事費
 - オ その他市長が特に必要と認める経費
- (2) 施設整備費 教育施設の整備（災害復旧を含む。）を図るための経費で、次に掲げるもの
 - ア 校舎、園舎および屋内運動場の新築に係る経費

- イ 校舎、園舎および屋内運動場の増・改築に係る経費
- ウ 図書館の建築に係る経費
- エ 体育施設の整備に係る経費
- オ 寄宿舎の建築に係る経費

(3) その他の振興費 その他教育の振興を図るため、市長が特に必要と認める経費

2 前項各号に規定する経費に係る補助金の額は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付の申請を行う場合において、工事の施行にかかる補助金の交付の申請は、当該工事の着工日の30日前までに行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付の申請、決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

(仕入控除税額の報告等)

第5条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記様式の報告書により、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合において、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年6月26日から施行する。
- 2 函館市私立学校補助金交付要綱（昭和55年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づきされている補助金の交付の申請は、この要項に基づく補助金の交付の申請とみなす。

4 第4条第1項に規定する工事の施行に係る補助金の交付の申請で、この要綱の施行の際現に工事の施工中のものに係る同項の規定の適用については、同項中「当該工事の着工日の30日前までに」とあるのは、「この要綱の施行の日以後速やかに」とする。

附 則

この要綱は、平成5年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助対象学校	補助金額	算定方法	備考
運営費	幼稚園 小学校 中学校 高等学校 短期大学 大	予算の範囲内	補助対象学校の区分ごとの総額に次に掲げる割合をそれぞれ乗じ、配分した額の合算額とする。 (1) 校(園)数割 100分の60 (2) 在籍者数割 100分の30 (3) 教職員数割 100分の10 教職員数(専任者1, 兼務者0.5を乗じて得た数)に応じ配分 (ただし、同一法人内の兼務者は除く。)	1 人員算定の基準日は、当該年度の4月1日とする。 2 教職員の入件費に係る補助金は当該学校に係る補助金の総額の2分の1以内とする。 3 専任者および兼務者の定義は、学校基本調査の手引を適用する。
施設整備費	新築 増・改築 修理 建物 設備 寄宿舎	新築に要する経費の4分の1 の額(上限2千万円)	補助対象面積(建築面積と基準面積とのいすれか少ない面積)に補助単価(建築実施単価と基準単価とのいすれか少ない額)を乗じて得た額の4分の1の額	補助金の算定に当たり、基準面積と基準単価について、日本私立学校振興・共済事業団の行う貸付事業の規定を準用する。
その他の経費	学術の研究および職業教育の書購入費	高等教育 短期大学 大	建築に要する経費の4分の1 の額(上限1千万円) 建築に要する経費の5分の1 の額(上限5百万円) 整備に要する経費の5分の1 の額(上限5百万円) 建築に要する経費の10分の1 の額(上限5百万円)	補助対象面積(建築面積と基準面積とのいすれか少ない面積)に補助単価(建築実施単価と基準単価とのいすれか少ない額)を乗じて得た額の4分の1の額 補助対象面積(建築面積と基準面積とのいすれか少ない面積)に補助単価(建築実施単価と基準単価とのいすれか少ない額)を乗じて得た額の5分の1の額 補助対象面積(建築面積と基準面積とのいすれか少ない面積)に補助単価(建築実施単価と基準単価とのいすれか少ない額)を乗じて得た額の5分の1の額 補助対象面積(建築面積と基準面積とのいすれか少ない面積)に補助単価(建築実施単価と基準単価とのいすれか少ない額)を乗じて得た額の10分の1の額
		幼稚園 小学校 中学校 高等学校 短期大学 大	予算の範囲内で、かつ図書購入費の2分の1以下の額 予算の範囲内 予算の範囲内	

別記様式（第5条関係）

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日

函館市長 様

住所
補助事業者等 団体名
代表者氏名

年　月　日函　　で交付決定を受けた　　年度函館市私立
専修学校運営助成費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税
額について、次のとおり報告します。

1 函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）第18条
第1項の規定による確定額または事業実績報告による精算額

金 _____ 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税
に係る仕入控除税額（市補助金返還相当額）

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書
- (2) 課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算書（写し）

